

○山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

令和4年12月16日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員（以下「議員」という。）の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 282,000円
- (2) 副議長 月額 213,000円
- (3) 常任委員会委員長 月額 200,000円
- (4) 議会運営委員会委員長 月額 200,000円
- (5) 議員 月額 192,000円

第3条 議会議員の議員報酬は、その任期が開始する日から任期満了の日まで毎月支給する。

- 2 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長となった者は、それぞれの職についた当日分から支給する。
- 3 再選挙、補欠選挙又は繰上補充により議員となった者には、当選の確定した日から支給する。
- 4 議員が、辞職し、失職し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した場合はその日まで、死亡した場合にはその月まで議員報酬を支給する。
- 5 前4項の規定により議員報酬を支給する場合（死亡に係る場合を除く。）において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第4条 議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和30年山ノ内町条例第9号）の例による。

（期末手当）

第5条 議員で5月31日及び11月30日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ6月15日及び12月15日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日である日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に期末手当を支給する。この場合において、これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が満了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

- 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額の合計額に、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（第1項後段に規定する者にあっては任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。

（この条例に定めがない事項）

第6条 この条例に定めるものを除くほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 議員の在職期間は、この条例施行期日前において任期が開始された日から通算する。

附 則（令和5年11月30日条例第19号）

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

附 則（令和7年2月27日条例第1号）

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の

規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

別表（第4条関係）

区分	金額
車賃	1キロメートルにつき37円
日当 1日につき	2,600円
宿泊料 1夜につき	県内 11,800円
	県外 13,100円
	旅館施設のない場所 前2項で規定する60%とする。
食卓料 1夜につき	2,600円